

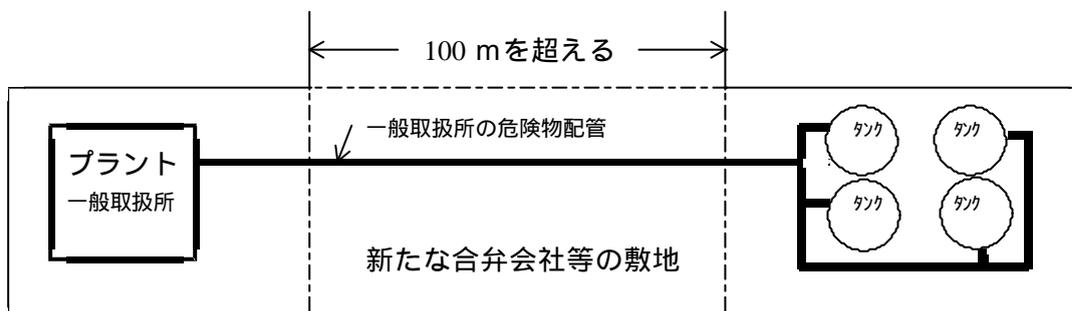
平成11年10月7日
自治省消防庁

消防庁が最近講じた措置について

消防法で規制する屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所について、次のような運用を示した。

～(平成11年6月15日付消防危第58号危険物規制課長通知)～

- 1 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える際の申請について、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合は、消防法第11条第1項後段に規定する変更の許可とすることができることとした。
- 2 従前、同一の事業所内にあった一般取扱所の危険物配管に関して、同一事業所内に新たな合併会社等を設立することにより、下図に示すように当該合併会社等の敷地を100mを超えて通過することとなる場合、当該合併会社等の保安管理等が従前と同様一元的に行われるのであれば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の一般取扱所のまま規制して差し支えないこととした。



- 3 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を下図に示すように新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の付属配管又は一般取扱所として規制して差し支えないこととした。

